

第158号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第11号右欄中「雲南市」の次に「、奥出雲町」を加え、同表第18号左欄の(1)中「第31条の2第2項第15号八」を「第31条の2第2項第14号八」に、「第62条の3第4項第15号八」を「第62条の3第4項第14号八」に改め、同欄の(2)中「第31条の2第2項第16号二」を「第31条の2第2項第15号二」に、「第62条の3第4項第16号二」を「第62条の3第4項第15号二」に改め、同号右欄中「松江市、(2)」を「松江市及び出雲市、(2)」に改め、「、雲南市」の次に「、東出雲町」を加え、「及び海士町」を「、海士町及び西ノ島町」に改め、同表第20号右欄中「松江市」の次に「、出雲市」を加え、同表第31号左欄中「(3)から(13)まで」を「(8)から(23)まで」に、「(8)から(11)まで」を「(15)から(18)まで」に、「(1)又は(2)」を「(1)から(7)まで」に改め、同欄の(13)中「第2項第1号又は第2号」を「第2項」に改め、同欄の(13)を同欄の(23)とし、同欄の(12)中「第83条の2」を「第51条第1項」に、「必要な措置を執る」を「原状回復等の措置を講ずる」に改め、「（法第4条第1項又は第5条第1項の規定の違反に係るもの及び(3)又は(6)に規定する許可に係るものに限る。）」を削り、同欄中(12)を(19)とし、(19)の次に次のように加える。

(20) 法第51条第2項の規定による命令書の交付

(21) 法第51条第3項の規定による原状回復等の措置又は公告

(22) 法第51条第4項の規定による原状回復等の措置に要した費用の徴収

第2条の表第31号左欄の(11)中「第83条」を「第50条」に、「(1)から(10)まで及び(12)」を「(1)から(17)まで及び(19)」に改め、同欄の(11)を同欄の(18)とし、同欄の(10)中「第82条第5項」を「第49条第5項」に改め、同欄の(10)を同欄の(17)とし、同欄の(9)中「第82条第3項」を「第49条第3項」に、「(8)」を「(15)」に、「(10)」を

「(17)」に改め、同欄の(9)を同欄の(16)とし、同欄の(8)中「第82条第1項」を「第49条第1項」に、「(1)、(3)若しくは(6)に規定する許可又は(12)に規定する許可の取消し等」を「(1)、(2)、(8)若しくは(12)に規定する許可、(7)若しくは(19)に規定する許可の取消し等又は(11)若しくは(14)に規定する協議」に改め、同欄の(8)を同欄の(15)とし、同欄の(7)中「第3条第3項」を「第3条第5項」に改め、同欄中(7)を(13)とし、(13)の次に次のように加える。

(14) 法第5条第4項の規定による国又は都道府県との協議

第2条の表第31号左欄中(6)を(12)とし、(5)を(10)とし、(10)の次に次のように加える。

(11) 法第4条第5項の規定による国又は都道府県との協議

第2条の表第31号左欄の(4)中「第5条第3項」を「第4条第6項並びに第5条第3項及び第5項」に改め、同欄中(4)を(9)とし、(3)を(8)とし、同欄の(2)中「第3条第3項」を「第3条第5項」に改め、同欄中(2)を(4)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 法第3条第6項の規定による利用状況の報告義務の条件の付加

(6) 法第3条の2第1項の規定による必要な措置を講ずべき旨の勧告

(7) 法第3条の2第2項の規定による法第3条第1項の許可の取消し

第2条の表第31号左欄中(1)の次に次のように加える。

(2) 法第3条第3項の規定による同条第1項の許可

(3) 法第3条第4項の規定による市町村長への通知

第2条の表第31号右欄中「(1)及び(2)」を「(1)から(7)まで」に、「並びに(8)から(11)まで」を「及び(15)から(18)まで」に、「(1)又は(2)」を「(1)から(7)まで」に、「(3)から(7)まで」を「(8)から(14)まで」に、「(8)から(11)まで」を「(15)から(18)まで」に、「(12)」を「(19)から(22)まで」に改め、「川本町」の次に「、美郷町」を加え、「(13)」を「(23)」に改め、「許可」の次に「又は協議」を加え、同表第35号右欄中「雲南市」の次に「、東出雲町」を加え、「及び海士町」を「、海士町及び西ノ島町」に改め、同表第54号左欄の(20)中「又は事業の休止若しくは廃止」を削り、同欄の(23)中「第29条第9項」を「第29条第10項」に改め、同欄の(23)を同欄の(24)と

し、同欄の(22)中「第29条第8項」を「第29条第9項」に改め、同欄の(22)を同欄の(23)とし、同欄の(21)中「第29条第6項」を「第29条第7項」に改め、同欄中(21)を(22)とし、(20)の次に次のように加える。

(21) 法第29条第3項の規定による有料老人ホームの事業の廃止又は休止の届出の受理

第2条の表第55号左欄の(5)から(7)までの規定中「第115条の10」を「第115条の11」に改め、同欄の(8)中「第75条」を「第75条第1項」に改め、「廃止、休止若しくは」を削り、同欄の(79)中「第115条の29第6項」を「第115条の35第6項」に改め、同欄の(79)を同欄の(81)とし、同欄の(78)中「第115条の9」を「第115条の10」に改め、同欄の(78)を同欄の(80)とし、同欄の(77)中「第115条の8第2項」を「第115条の9第2項」に改め、同欄の(77)を同欄の(79)とし、同欄の(76)中「第115条の8第1項」を「第115条の9第1項」に改め、同欄の(76)を同欄の(78)とし、同欄の(75)中「第115条の7第5項」を「第115条の8第5項」に、「適正な事業の運営をしていない」を「同条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同欄の(75)を同欄の(77)とし、同欄の(74)中「第115条の7第4項」を「第115条の8第4項」に改め、同欄の(74)を同欄の(76)とし、同欄の(73)中「第115条の7第3項」を「第115条の8第3項」に改め、同欄の(73)を同欄の(75)とし、同欄の(72)中「第115条の7第2項」を「第115条の8第2項」に改め、同欄の(72)を同欄の(74)とし、同欄の(71)中「第115条の7第1項」を「第115条の8第1項」に改め、同欄の(71)を同欄の(73)とし、同欄の(70)中「第115条の6第1項」を「第115条の7第1項」に改め、同欄の(70)を同欄の(72)とし、同欄の(69)中「第115条の5」を「第115条の5第1項」に改め、「廃止、休止若しくは」を削り、同欄中(69)を(70)とし、(70)の次に次のように加える。

(71) 法第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービス事業者の事業の廃止又は休止の届出の受理

第2条の表第55号左欄中(68)を(69)とし、(67)を(68)とし、(66)を(67)とし、同欄の(65)中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加え、同欄中(65)を(66)とし、(63)及び(64)を削り、(62)を(65)とし、(61)を(64)とし、同欄の(60)中「設備及び運営に関する基

準に適合しなくなった」を「同条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同欄中(60)を(63)とし、(52)から(59)までを(55)から(62)までとし、同欄の(51)中「第99条」を「第99条第1項」に改め、「変更」の次に「又は再開」を加え、同欄中(51)を(53)とし、(53)の次に次のように加える。

(54) 法第99条第2項の規定による介護老人保健施設の廃止又は休止の届出の受理

第2条の表第55号左欄中(50)を(52)とし、(41)から(49)までを(43)から(51)までとし、同欄の(40)中「適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない」を「指定介護老人福祉施設が同条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同欄中(40)を(42)とし、(27)から(39)までを(29)から(41)までとし、同欄の(26)中「適正な事業の運営をしていない」を「同条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同欄中(26)を(28)とし、(21)から(25)までを(23)から(27)までとし、同欄の(20)中「第82条」を「第82条第1項」に改め、「廃止、休止若しくは」を削り、同欄中(20)を(21)とし、(21)の次に次のように加える。

(22) 法第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業者の事業の廃止又は休止の届出の受理

第2条の表第55号左欄中(19)を(20)とし、(15)から(18)までを(16)から(19)までとし、同欄の(14)中「適正な事業の運営をしていない」を「同条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同欄中(14)を(15)とし、(9)から(13)までを(10)から(14)までとし、同欄の(8)の次に次のように加える。

(9) 法第75条第2項の規定による指定居宅サービス事業者の事業の廃止又は休止の届出の受理

第2条の表第56号左欄中「掲げるもの」の次に「(法第6条第6項に規定する母子福祉団体に対する貸付けに係るものを除く。)」を加え、同号右欄中「、奥出雲町」を「、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条の表第18号左

欄、同表第54号、同表第55号及び同表第56号左欄の改正規定は公布の日から、同表第31号の改正規定（同号右欄中「川本町」の次に「、美郷町」を加える部分を除く。）及び次項の規定は農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第1条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の表第31号の改正規定の施行の際この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の表第31号左欄に掲げる事務に係る農地法（昭和27年法律第229号）に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該改正規定の施行の日前に同法に基づき知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては松江市長、出雲市長、雲南市長、飯南町長、川本町長、邑南町長、海士町長、西ノ島町長、知夫村長又は隠岐の島町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、それぞれ松江市長、出雲市長、雲南市長、飯南町長、川本町長、邑南町長、海士町長、西ノ島町長、知夫村長又は隠岐の島町長のした処分その他の行為又は松江市長、出雲市長、雲南市長、飯南町長、川本町長、邑南町長、海士町長、西ノ島町長、知夫村長又は隠岐の島町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際次の表の左欄に掲げる法律又は政令に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に同欄に掲げる法律又は政令に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同表の中欄に掲げる事務で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同表の左欄に掲げる法律又は政令の適用については、それぞれ同表の右欄に掲げる市町の長のした処分その他の行為又は同欄に掲げる市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

水道法（昭和32年法律第177号）	改正後の条例第2条の表第11号左欄に掲げる事務	奥出雲町長
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	改正後の条例第2条の表第18号左欄の(1)に係る事務及び(4)に係る事務（(1)に規定する認定に係るものに限る。）	出雲市長
租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）	改正後の条例第2条の表第18号左欄の(3)に掲げる事務	東出雲町長、西ノ島町長
都市計画法（昭和43年法律第100号）	改正後の条例第2条の表第20号左欄に掲げる事務	出雲市長
農地法	改正後の条例第2条の表第31号左欄に掲げる事務	美郷町長
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）	改正後の条例第2条の表第35号左欄に掲げる事務	東出雲町長、西ノ島町長